

越前市きれいな湧水水質検査奨励金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内に存在する湧水（以下「湧水」という。）を管理している団体が実施する水質検査に対し、越前市きれいな湧水水質検査奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、環境美化と湧水の魅力向上を図ることを目的とする。

（適用通則）

第2条 奨励金の交付等については、この要綱に定めるもののほか、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

（対象団体）

第3条 奨励金の交付を受けることができる団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げるすべての項目に該当する市内の団体とする。

- (1) 不特定多数の人が利用可能な湧水を自らの手で管理している、地域住民によって構成される団体
- (2) 営利を目的としていない団体

（対象経費）

第4条 奨励金交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象団体が国土交通省の所管する水質検査機関登録簿に現に登録されている検査機関（以下「検査機関」という。）において、次に掲げる検査項目の水質検査を受けるために要した検査費用（消費税相当額含む。）とする。

- (1) 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する51項目
- (2) その他水質管理において市長が必要と認めた項目

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、前条に規定する対象経費の2分の1の額とし、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 同一年度に交付する奨励金の額は、1つの湧水地につき7,000円を上限とする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする対象団体は、越前市きれいな湧水水質検査奨励金交付申請書兼請求書(別記様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、水質検査を実施した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 湧水地の場所が分かる地図
- (2) 検査機関が発行した水質検査の検査報告書
- (3) 対象経費の支払いを証する書類
- (4) 振込先口座が分かる書類

(奨励金の交付)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の交付を決定し、口座振込みの方法により交付する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。